

エトプロホス

食品名	残留基準値 ppm
ばれいしょ	0.05
かんしょ	0.05
さとうきび	0.02
かぶ類の根	0.02
トマト	0.01
ピーマン	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.01
メロン類果実	0.02
いちご	0.02
バナナ	0.02
その他のハーブ ^(注1)	0.02

(注1)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

※米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、らっかせい、てんさい、キャベツ、芽キャベツ、レタス、たまねぎ、その他のなす科野菜、まくわうり、未成熟えんどう、ぶどう、パイナップルについては、現行基準が削除される。

トリブホス (Tribufos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	$ \begin{array}{c} \text{O} \\ \\ \text{P} \text{---} \text{S}(\text{CH}_2)_3\text{CH}_3 \\ \\ \text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{S} \text{---} \text{S}(\text{CH}_2)_3\text{CH}_3 \end{array} $										
用途	農薬／植物成長調整剤										
作用機構	有機リン系植物成長調整剤である。植物体内のホルモンレベルを変えることによって綿の葉の器官離脱を引き起こすと考えられている。										
適用作物	綿実										
我が国の登録状況	農薬登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国において綿実及び畜産物に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.002 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間慢性毒性試験／発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.2 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：トリブホスとする。</p> <p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>23.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>10.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>9.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	9.8	幼小児 (1~6 歳)	23.1	妊婦	10.2	高齢者 (65 歳以上)	9.6
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	9.8										
幼小児 (1~6 歳)	23.1										
妊婦	10.2										
高齢者 (65 歳以上)	9.6										
暴露評価											
意見聴取の状況	<p>平成 22 年 8 月 10 日に在京大使館への説明を実施 平成 22 年 9 月 3 日～10 月 2 日パブリックコメントを実施 今後、WTO 通報を実施予定</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
綿実	4.0	0.02			4.0	アメリカ 【<0.50-2.57(n=15)(米国)】
牛の筋肉	0.02	0.002			0.02	アメリカ
豚の筋肉	0.02	0.002			0.02	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.002			0.02	アメリカ
牛の脂肪	0.15	0.002			0.15	アメリカ
豚の脂肪	0.15	0.002			0.15	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.15	0.002			0.15	アメリカ
牛の肝臓	0.02	0.002			0.02	アメリカ
豚の肝臓	0.02	0.002			0.02	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.002			0.02	アメリカ
牛の腎臓	0.02	0.002			0.02	アメリカ
豚の腎臓	0.02	0.002			0.02	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.002			0.02	アメリカ
牛の食用部分	0.02	0.002			0.02	アメリカ
豚の食用部分	0.02	0.002			0.02	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部	0.02	0.002			0.02	アメリカ
乳	0.01	0.002			0.01	アメリカ
鶏の筋肉		0.002				
その他の家きんの筋肉		0.002				
鶏の脂肪		0.002				
その他の家きんの脂肪		0.002				
鶏の肝臓		0.002				
その他の家きんの肝臓		0.002				
鶏の腎臓		0.002				
その他の家きんの腎臓		0.002				
鶏の食用部位		0.002				
その他の家きんの食用部分		0.002				
鶏の卵		0.002				
その他の家きんの卵		0.002				
魚介類(さけ目魚類に限る。)		0.002				
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		0.002				
魚介類(すずき目魚類に限る。)		0.002				
魚介類(その他の魚類に限る。)		0.002				
魚介類(貝類に限る。)		0.002				
魚介類(甲殻類に限る。)		0.002				
その他の魚介類 はちみつ		0.002				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申（案）

（別紙2）

トリブホス

食品名	残留基準値 ppm
綿実	4.0
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 ^(注1)	0.02
牛の脂肪	0.15
豚の脂肪	0.15
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.15
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^(注2)	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.01

（注1）「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

（注2）「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ケトプロフェン(Ketoprofen)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直しを行うもの										
構造式											
適用動物/用途	牛、豚、馬/抗炎症薬										
作用機構	アリルプロピオン酸系の非ステロイド性抗炎症薬であり、プロスタグランジンの合成を阻害することで作用を示す。ラセミ化合物で、S(+)体の方がR(-)体より薬理学的には活性である。										
我が国の承認状況	イヌ及びネコ用の動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 豪州及びカナダにおいて基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.001 mg/kg 体重/日 [設定根拠] 単回 経口投与試験(ウサギ) 無毒性量 0.1 mg/kg 体重/日 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:ケトプロフェン										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>15.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>65.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>18.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>15.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI(%)	国民平均	15.3	幼小児(1~6歳)	65.4	妊婦	18.3	高齢者(65歳以上)	15.1
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	15.3										
幼小児(1~6歳)	65.4										
妊婦	18.3										
高齢者(65歳以上)	15.1										
答申案	別紙2のとおり。										

ケトプロフェン

食品名	基準値(案) ppm	基準値現行 ppm	豪州 ppm	カナダ ppm
牛の筋肉	0.05	0.05	0.05	0.25
牛の脂肪	0.05	0.05		
牛の肝臓	0.05	0.05	0.05	
牛の腎臓	0.05	0.05	0.05	0.8
牛の食用部分*1、*2	0.05	0.05	0.05	
豚の筋肉				0.1
豚の腎臓				0.05
乳	0.05	0.05	0.05	0.05

平成17年11月29日厚生労働省告示499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

*1: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

*2: 食用部分については、肝臓又は腎臓の値を参照した。

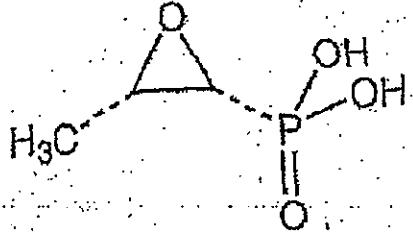
答申(案)

ケトプロフェン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
牛の食用部分*	0.05
乳	0.05

* : 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ホスホマイシン(Fosfomycin)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直しを行うもの										
構造式											
適用動物/用途	牛/パステツレラ性肺炎等、すずき目魚類/類結節症の治療										
作用機構	<i>Streptomyces fradiae</i> , <i>S. viridochromogenes</i> 及び <i>S. wedmorensis</i> の培養による產生又は合成により製造される抗菌性物質で、広い抗菌性スペクトルと殺菌的作用を有する。細菌の細胞壁のペプチドグリカン合成を阻害することにより抗菌作用を示す。										
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.019mg/kg 体重/日(微生物学的ADIとして)										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:ホスホマイシン										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="414 1500 1144 1788"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>1.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI(%)	国民平均	1.9	幼小児(1~6歳)	5.1	妊婦	1.9	高齢者(65歳以上)	1.8
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	1.9										
幼小児(1~6歳)	5.1										
妊婦	1.9										
高齢者(65歳以上)	1.8										
答申案	別紙2のとおり。										

ホスホマイシン

食品名	基準値(案) ppm	基準値現行 ppm	薬事法 ppm
牛の筋肉	0.5	0.5	0.5
牛の脂肪	0.5	0.5	0.5
牛の肝臓	0.5	0.5	0.5
牛の腎臓	0.5	0.5	0.5
牛の食用部分*1,*2	0.5	0.5	0.5
乳	0.05	0.05	0.05
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.05	0.05	0.05

平成17年11月29日厚生労働省告示499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

*1: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

*2: 食用部分については、腎臓の値を参照した。

答申(案)

ホスホマイシン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.5
牛の脂肪	0.5
牛の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.5
牛の食用部分*	0.5
乳	0.05
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.05

* : 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

シエノピラフェン (Cyenopyrafen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があつたもの。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	プロベンニトリル骨格を有する殺ダニ剤である。作用機構として、代謝生成物がミトコンドリア電子伝達系複合体Ⅱに結合し、コハク酸からコエンザイムQへの電子の流れを阻害することにより作用すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	適用拡大申請；ネクタリン、小粒核果類 ぶどう、メロン等／ハダニ類										
我が国の登録状況	なす、かんきつ、いちご、茶等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品安全健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) : 0.05 mg/kg 体重/day [設定根拠] 以下の①と②による ①2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 5.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100 ②23日間 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口) 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：シエノピラフェンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>TMDI/ADI 比 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>国民平均</td><td>11.6</td></tr><tr><td>幼小兒 (1~6歳)</td><td>25.1</td></tr><tr><td>妊婦</td><td>11.2</td></tr><tr><td>高齢者 (65歳以上)</td><td>14.0</td></tr></tbody></table> TMDI : 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	11.6	幼小兒 (1~6歳)	25.1	妊婦	11.2	高齢者 (65歳以上)	14.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	11.6										
幼小兒 (1~6歳)	25.1										
妊婦	11.2										
高齢者 (65歳以上)	14.0										
意見聴取の状況	平成22年6月11日に在京大使館への説明を実施 平成22年7月7日～8月5日パブリックコメントを実施 平成22年7月1日～8月30日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
なす	0.7	0.7	○			0.08,0.22(\$)
すいか	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
メロン類果実	0.05		申			<0.01,<0.01
みかん	0.05	0.05	○・申			<0.01,<0.01(#) / <0.01,<0.01
なつみかんの果実全体	2	2	○・申			0.70,0.32/0.52,0.90(#)
レモン	2	2	○・申			(なつみかんを参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○・申			(なつみかんを参照)
グレープフルーツ	2	2	○・申			(なつみかんを参照)
ライム	2	2	○・申			(なつみかんを参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○・申			(なつみかんを参照)
りんご	2	2	○			0.38,0.76
日本なし	2	2	○			0.72(\$),0.15
西洋なし	2	2	○			(日本なしを参照)
もも	0.1	0.1	○			0.02,0.02
ネクタリン	1		申			0.21,0.36(\$)
あんず(アプリコットを含む。)	5		申			(うめを参照)
すもも(ブルーンを含む。)	0.2		申			0.04(\$),<0.01
うめ	5		申			0.76,1.65(\$)
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○			0.36,0.53(\$)
いちご	3	2	○・申			1.30,1.02
ぶどう	5		申			0.99,2.80(\$)
茶	60	60	○			48.8(\$),5.0/ 14.0,15.4(荒茶)
その他のスパイス	15	10	○・申			4.14,2.38(#)/ 6.41(\$),1.66 (みかん(果皮))

(§)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

シエノピラフェン

食品名	残留基準値 ppm
なす	0.7
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
みかん	0.05
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(含ネーブルオレンジ)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^(注1)	2
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
もも	0.1
ネクタリン	1
あんず(アブリコットを含む。)	5
すもも(ブルーンを含む。)	0.2
うめ	5
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	3
ぶどう	5
茶	60
その他のスペイス ^(注2)	15

(注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスペイス以外のものをいう。

(注2)「その他のスペイス」とは、スペイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、ペプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

メトキシフェノジド (Methoxyfenozide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	ベンゾイルヒドラジン系殺虫剤である。作用機構としては、昆虫の脱皮ホルモン（エクダイソン）様作用を示し、幼虫における異常脱皮を促すことにより効果を発現すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	適用拡大申請：ブロックコリー／ハスモシヨトウ、ヨトウムシ										
我が国の登録状況	米、大豆、りんご、ブロックコリー等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	ブロックコリー、キャベツ等に国際基準は設定されている。 米国においてアーティチョーク、ぶどう等に、カナダにおいてりんご、なし等に、オーストラリアにおいて綿実、ブルーベリー等に、ニュージーランドにおいてキウイフルーツ、りんご等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (A D I) 0.098 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 9.8 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：メトキシフェノジドとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>42.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>75.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>33.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>45.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	42.2	幼小児 (1~6歳)	75.1	妊婦	33.4	高齢者 (65歳以上)	45.3
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	42.2										
幼小児 (1~6歳)	75.1										
妊婦	33.4										
高齢者 (65歳以上)	45.3										
意見聴取の状況	平成22年6月11日に在京大使館への説明を実施 平成22年7月7日～8月5日パブリックコメントを実施 平成22年7月1日～8月30日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm	
				国際 基準 ppm	外國 基準値 ppm		
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02/0.01,<0.01/0.02,0.01	
とうもろこし	0.02	0.02		0.02			
大豆	0.3	0.3	○		1.0	アメリカ	<0.01,<0.01/<0.01,<0.01 【<0.05(#)−0.15(#) (n=13)】
小豆類	4.0	4.0			4.0	アメリカ	【0.11−2.7(n=6)(ささげ)】
てんさい さとうきび	0.05	0.05	○				<0.01,<0.01
かぶ類の葉	30	30			30	アメリカ	【米国のからしなを参照】 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】 【米国のブロッコリーを参照】 0.28,0.01 0.22,0.16
クレソン	30	30			30	アメリカ	
はくさい	7.0	7.0	○		7.0	アメリカ	
キャベツ	7	7	○				
芽キャベツ	7.0	7.0			7.0	アメリカ	【米国のブロッコリーを参照】 【米国のからしなを参照】 【米国のからしなを参照】 【米国のからしなを参照】 【米国のからしなを参照】 【0.52−1.7(n=8) (米国ブロッコリー)】
ケール	30	30			30	アメリカ	
こまつな	30	30			30	アメリカ	
きょうな	30	30			30	アメリカ	
チングンサイ	30	30			30	アメリカ	
カリフラワー	7.0	7.0			7.0	アメリカ	
ブロッコリー	5	3	○・申	3	7.0	アメリカ	1.46(#),1.76(#) 0.52,0.80(はなっこりー) 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
その他のあぶらな科野菜	30	30	○		30	アメリカ	
アーティチョーク	3.0	3.0			3.0	アメリカ	【0.99−1.2(n=3)】 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
チヨリ	30	30			30	アメリカ	
エンダイブ	30	30			30	アメリカ	
しゅんぎく	30	30			30	アメリカ	【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】 0.54,3.78 【1.6−9.7(n=8) (頭部外葉あり) 0.45−0.11(n=3) (頭部外葉なし) 3.9−23(n=8)(葉)] 0.63,1.39(食用ぎく) 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30	30	○	30			
その他のきく科野菜	30	30			30	アメリカ	
ねぎ(リーキを含む。)	3	3	○				0.12(#),0.16(#)(葉ねぎ) 0.18(#),0.71(#)(根深ねぎ) 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
バセリ	30	30	○				
セロリ	15	15		15	30	アメリカ	
その他のせり科野菜	30	30			30	アメリカ	【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
トマト	2	2	○	2			0.38,0.10
ピーマン	3	3	○	2			0.50,1.07
なす	2	2	○		2.0	アメリカ	0.60,0.32
その他のなす科野菜	2	2	○		2.0	アメリカ	0.80,0.72(しとう) 【0.26−0.94(n=4)(とうがらし)】
きゅうり(ガーリックを含む。)	0.3	0.3			0.3	アメリカ	【0.011−0.67(n=8)】 【<0.01−0.15(n=6)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3			0.3	アメリカ	【米国のきゅうり、かぼちゃ、 カンタロープを参照】
しろうり	0.3	0.3			0.3	アメリカ	【米国のきゅうり、かぼちゃ、 カンタロープを参照】
すいか	0.3	0.3			0.3	アメリカ	【0.071−0.19(n=8)】 【米国のきゅうり、かぼちゃ、 カンタロープを参照】
メロン類果実	0.3	0.3			0.3	アメリカ	
まくわうり	0.3	0.3			0.3	アメリカ	【米国のきゅうり、かぼちゃ、 カンタロープを参照】
その他のうり科野菜	0.3	0.3			0.3	アメリカ	
ほうれんそう	30	30			30	アメリカ	【9.8−43(n=6)】 【米国のトマト、ピーマン 及びとうがらしを参照】
オクラ	2.0	2.0			2.0	アメリカ	<0.1(#),<0.1(#)(はすいも) 8.30,9.84(つるな) 【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
その他の野菜	30	30	○		30	アメリカ	

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご	2	2	○	2		0.60, 0.92
日本なし	2	2		2		
西洋なし	2	2		2		
マルメロ	2	2		2		
びわ	2	2		2		
もも	2	2		2		
ネクタリン	2	2		2		
あんず(アーリコットを含む。)	2	2		2		
すもも(ブルーーンを含む。)	2	2		2		
うめ	2	2		2		
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○	2		0.62(#), 0.38(#)
いちご	2	2	○			0.42, 0.60
グランベリー	0.7	0.7		0.7		
ぶどう	1	1	○	1		
バナナ						
キウイ	0.5	0.5			0.5 ニュージーランド	【<0.01-0.77(n=24)】
その他の果実	0.1	0.1		0.1		
綿実	7	7		7		
ざんなん	0.1	0.1		0.1		
ぐり	0.1	0.1		0.1		
ペカン	0.1	0.1		0.1		
アーモンド	0.1	0.1		0.1		
くるみ	0.1	0.1		0.1		
その他のナッツ類	0.1	0.1		0.1		
茶	20	20	○			7.64, 13.90
その他のスパイス	30	30				【米国のレタス及び ほうれんそうを参照】
その他のハーブ	30	30		30	アメリカ	【11-18(n=7)からしな】
牛の筋肉	0.02	0.02		0.02		
豚の筋肉	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02		0.02		
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		
牛の肝臓	0.02	0.02		0.02		
豚の肝臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02		0.02		
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02		
豚の腎臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02		0.02		
牛の食用部分	0.02	0.02		0.02		
豚の食用部分	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02		0.02		
乳	0.01	0.01				
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.02	0.02		0.02	アメリカ	
その他の家きんの脂肪	0.02	0.02		0.02	アメリカ	
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		
すもも(乾燥させたもの)	2	2		2		
干しぶどう	3	3		3		

(*)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

メトキシフェノジド

食品名	ppm	残留基準値
米(玄米をいう。)	0.1	
とうもろこし	0.02	
大豆	0.3	
小豆類(注1)	4.0	
てんさい	0.05	
かぶ類の葉	30	
ケレソン	30	
はくさい	7.0	
キヤベツ	7	
芽キャベツ	7.0	
ケール	30	
こまつな	30	
きょうな	30	
チングンサイ	30	
カリフラワー	7.0	
ブロッコリー	5	
その他のあぶらな科野菜(注2)	30	
アーティチョーク	3.0	
チコリ	30	
エンダイズ	30	
しゅんぎく	30	
レタス(サラダ菜及びちじやを含む。)	30	
その他のきく科野菜(注3)	30	
ねぎ(リーキを含む。)	3	
バセリ	30	
セロリ	15	
その他のせり科野菜(注4)	30	
トマト	2	
ピーマン	3	
なす	2	
その他のなす科野菜(注5)	2	
きゅうり(ガーベルを含む。)	0.3	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	
しるうり	0.3	
すいか	0.3	
メロン類果実	0.3	
まくわうり	0.3	
その他のうり科野菜(注6)	0.3	
ほうれんそう	30	
オクラ	2.0	
その他の野菜(注7)	30	
りんご	2	
日本なし	2	
西洋なし	2	
マルメロ	2	
びわ	2	
もも	2	
ネクタリン	2	
あんず(アプリコットを含む。)	2	
すもも(ブルーンを含む。)	2	
うめ	2	
おうとう(チェリーを含む。)	2	
いちご	2	
クランベリー	0.7	
ぶどう	1	
キウイ	0.5	
その他の果実(注8)	0.1	
縞実	7	
ぎんなん	0.1	
くり	0.1	
ペカン	0.1	
アーモンド	0.1	
くるみ	0.1	
その他のナッツ類(注9)	0.1	
茶	20	
その他のスパイス(注10)	30	
その他のハーブ(注11)	30	
牛の筋肉	0.02	
豚の筋肉	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注12)の筋肉	0.02	
牛の脂肪	0.05	
豚の脂肪	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	
牛の肝臓	0.02	

(注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ベギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

(注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クリソレン、はくさい、キヤベツ、芽キヤベツ、ブケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注3) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注5) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト

(注6) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注7) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、さつがね、未成熟いんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリ、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、バッショングルーツ、なつめやし及びスピナップルなどのいわゆる

(注9) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注10) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パブリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

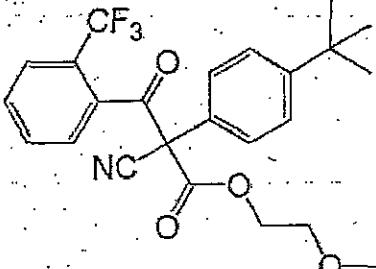
(注1-1) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、バセリの茎、バセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものといふ。

(注12) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

メトキシフェノジド(つづき)

豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分(注1.3)	0.02
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん(注1.4)の筋肉	(注1.4)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のもの
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
すもも(乾燥させたもの)	2
干しうどり	3

シフルメトフェン(Cyflumetofen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があつたもの。										
構造式											
用途	農薬／殺ダニ剤										
作用機構	アシリアセトニトリル系殺ダニ剤である。作用機構は不明であるが、ハダニに対して選択的に作用すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	適用拡大申請：りんご、ネクタリン、小粒核果類、いちじく、きゅうり／ハダニ類										
我が国の登録状況	なす、すいか、りんご、もも、茶等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.092 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 9.21 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：シフルメトフェン及び代謝物B-1とする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="603 1393 1413 1640"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>16.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>7.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	6.6	幼小児 (1~6歳)	16.4	妊婦	6.0	高齢者 (65歳以上)	7.1
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	6.6										
幼小児 (1~6歳)	16.4										
妊婦	6.0										
高齢者 (65歳以上)	7.1										
意見聴取の状況	平成22年6月11日に在京大使館への説明を実施 平成22年7月7日～8月5日パブリックコメントを実施 平成22年7月1日～8月30日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準 ppm	
なす	5	5	○			0.71,1.54(\$)
きゅうり(ガーキンを含む。)	3		申			0.7,1.2(\$)
すいか	0.5	0.5	○			<0.17,0.17
メロン類果実	1	1	○			0.31(\$),0.21
みかん	0.5	0.5	○			<0.17,<0.17
なつみかんの果実全体	5	5	○			0.49,2.33(#)(S)
レモン	10	10	○			その他のかんきつ参照
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10	○			その他のかんきつ参照
グレープフルーツ	10	10	○			その他のかんきつ参照
ライム	10	10	○			その他のかんきつ参照
その他のかんきつ類果実	10	10	○			4.26(すぐだち)41.22(かぼす)
りんご	3	3	○・申			1.07(\$),0.62
日本なし	3	3	○			1.06(\$),0.53
西洋なし	3	3	○			日本なし参照
もも	0.5	0.5	○			<0.17,<0.17
ネクダリン	2		申			1.0,0.9
あんず(アブリコットを含む。)	10		申			ウメ参照
すもも(ブルーンを含む。)	1		申			0.5,<0.2
うめ	10		申			3.9,2.2
おうとう(チェリーを含む。)	10	10	○			3.61,2.62
いちご	3	3	○			1.02,1.19
その他の果実	3		申			1.01,1.09(いちじく)
茶	20	20	○			14.7(\$),5.2(荒茶) <1.7,<1.7(浸出液)
その他のスパイス	20	20	○			10.28(\$),4.9 (みかん果皮)

(S)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

シフルメトフェン

食品名	残留基準値 ppm
なす	5
きゅうり (ガーキンを含む。)	3
すいか	0.5
メロン類果実	1
みかん	0.5
なつみかんの果実全体	5
レモン	10
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実 ^{注1)}	10
りんご	3
日本なし	3
西洋なし	3
もも	0.5
ネクタリン	2
あんず (アプリコットを含む。)	10
すもも (ブルーンを含む。)	1
うめ	10
とうとう (チェリーを含む。)	10
いちご	3
その他の果実 ^{注2)}	3
茶	20
その他のスパイス	20

※今回基準値を設定するシフルメトフェンとは、シフルメトフェン及び α , α , α -トリフルオロトルイル酸をシフルメトフェンに換算したものの和をいう。

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マラメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、とうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

アゾキシストロビン(Azoxystrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があつたもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	ストロビルリン系殺菌剤である。エネルギー生成に重要な役割を果たしているミトコンドリアの電子伝達系の中のコハク酸-CoQリダクターゼ間の電子伝達を阻害することにより作用すると考えられる。										
適用作物／適用病害虫等	適用拡大申請：えだまめ／べと病 非結球あぶらな科葉菜類／白さび病 バナナ／黒星病 しょうが／根茎腐敗病										
我が国の登録状況	米、大豆、キャベツ、オクラ、マンゴー等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	バナナ、えだまめ等に国際基準は設定されている。 米国においてしょうが、えだまめ等に、オーストラリアにおいてバナナ、アボカド等に、ニュージーランドにおいて大豆、ぶどう等に、カナダにおいてぶどう、なたね等に及びEUにおいてしょうが、えだまめ等において基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.18 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 18.2 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：アゾキシストロビンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>31.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>58.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>23.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>33.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	31.3	幼小児 (1~6歳)	58.7	妊婦	23.7	高齢者 (65歳以上)	33.8
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	31.3										
幼小児 (1~6歳)	58.7										
妊婦	23.7										
高齢者 (65歳以上)	33.8										
意見聴取の状況	平成22年6月11日在京大使館への説明を実施 平成22年7月7日～8月5日パブリックコメントを実施 平成22年7月1日～8月30日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.2	○	5.0	アメリカ	<0.01(#), <0.01(#), 0.01(#), 0.02(#), 0.04(#), 0.02(#), 0.03(#), 0.04(#), <0.01(#), 0.02(#), 0.02(#), 0.02(#) 【0.30, 2.7, 2.2, 0.41, 0.19, 0.27, 0.82】
小麦	0.3	0.5	○	0.2	0.1	アメリカ
大麦	0.5	0.3		0.5	3.0	アメリカ
ライ麦	0.3	0.3		0.2	0.3	EU
とうもろこし	0.05	0.05		0.02	0.05	アメリカ
その他の穀類	0.5	0.3		0.5		【<0.01, <0.01, <0.01, 0.02, <0.01, <0.01】
大豆	0.5	0.5	○	0.5	0.5	アメリカ
小豆類	0.5	0.5	○		0.5	アメリカ
えんどう	0.5	0.5			0.5	アメリカ
そら豆	0.5	0.5			0.5	アメリカ
らづかせい	0.2	0.2		0.2	0.2	アメリカ
その他の豆類	0.5	0.5			0.5	アメリカ
ばれいしょ	1	0.05		1	0.03	アメリカ
さといも類(やつがしらを含む。)	1	0.03		1	0.03	アメリカ
かんしょ	1	0.03		1	0.03	アメリカ
やまいも(長いもをいう。)	1	0.03		1	0.03	アメリカ
その他のいも類	1	0.03		1	0.03	アメリカ
てんさい	1	0.5	○	1	0.5	アメリカ
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	1	0.5	○	1	0.5	アメリカ
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	50.0	50	○	50.0	アメリカ	
かぶ類の根	1	0.5	○	1	0.5	アメリカ
かぶ類の葉	15	15	○			【米国のだいこん類の根及びテンサイのデータを参照】
西洋わさび	1	0.5		1	0.5	アメリカ
クレソン	3.0	3.0	○		3.0	アメリカ
はくさい	3.0	3.0	○		3.0	アメリカ
キャベツ	5	3.0	○	5	3.0	アメリカ
芽キャベツ	5	3.0		5	3.0	アメリカ